

## 新潟県条例第31号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p><b>第2条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事又は教育委員会（法令の規定により<u>特定個人番号利用事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。）は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用<u>特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。以下同じ。）であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p><b>第2条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 知事又は教育委員会（法令の規定により<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。）は、<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p>

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。